



# COVENANTS WATCH

人權規約施行監督連盟

THE ADVOCATE OF HUMAN RIGHTS  
IN TAIWAN



人權公約  
施行監督聯盟  
Covenants Watch

[www.covenantswatch.org.tw](http://www.covenantswatch.org.tw)



# Covenants Watch について



人權規約施行監督連盟（通称Covenants Watch、以下CW）は、台湾・台北に拠点を置く非政府組織で、台湾国内における人権理念の促進のために活動する市民団体と個人からなる、人権活動家の連合体です。台湾は、1970年代から現在に至るまで、国際連合をはじめとする国際機関の活動から除外されており、人権関連機関もその例外ではありません。台湾にとって、外部からの監督がない状況で、いかに国内の人権状況を国際水準に保つかが大きな課題でした。CWはこのような状況を受け、国際条約審査制度に代わる、台湾特有の条約審査制度の導入に尽力しました。この条約審査は、台湾政府に課されている人権保障上の国家義務を明確にし、国内法または政策が国際人権関連条約に則したものになるよう精査することを主な目的として行われます。また、国内での活動に加え、国際社会でも活躍の場を広げており、国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR）とそれに伴う特別手続に貢献しています。



# CWの主な活動

## 1 政策提言

国連によって採択された「国内機構の地位に関する原則（パリ原則）」に則した国内人権機関の設立と、人権の保護・促進に関する国内システム及び人権状況監督手続の実施強化を、政府に求めています。

## 2 条約実施の監督

台北に専門家を招いて行われる国内条約審査に際して、台湾国内の市民団体やNGOの参加を牽引・補助します。この審査では、国内における条約規定と総括所見及び勧告の実施状況が精査されます。

## 3 情報発信

政府や専門家のみならず、人権活動家や一般市民を対象に、定期的に勉強会や討論会などを開催しています。これらの活動を通じて、市民の方々に国際人権法をより知ってもらったり、身近な人権に関する議論を行ったりすることを目標にしています。

## 4 調査研究

国際人権法に関する専門的な調査研究を行い、政策提言の際に質・量共に十分な資料を提供し、政府に対して国外の先例を基にした有益なガイドラインや参考資料を提示できるようにします。

# 台湾について

## 世界に無視された存在

通常「台湾」として知られる国は、正式名称を中華民国といい、2360万の人々が暮らしています。中華民国（台湾）は、国際連合設立から常任理事国としての地位にあり、1970年に自由権規約と社会権規約に署名、また人種差別撤廃条約を批准しました。しかし、中華人民共和国（中国）を唯一の合法政府とする「一つの中国原則」が徐々に受け入れられ始め、中華民国は1971年の国連脱退を皮切りに、多くの国際機関での地位を失いました。中華民国が国際社会での議論から除外されているこの状況は、台湾国内に住む人々の権利を無視することになり、「誰一人取り残さない-Leaving No One Behind」を目標に掲げる国連の信念に明らかに反しています。CWは、この困難な政治的状況の中、国際人権法の概念を台湾国内に浸透させるために奮闘しています。



## 政治と人権の狭間で

台湾における民間の人権擁護活動は、1980年代から90年代にかけての民主化に伴って活発化し、国際人権基準の台湾国内での適用を政府に促してきました。この活動が功を奏し、台湾政府も少しずつ着実に、国際人権法の規定を国内で適用する努力を続けています。しかし、前述の政治的問題を理由に、台湾政府による国際人権関連条約の批准申請は国連によってことごとく却下されており、国際社会上では認められていません。台湾は、国連の人権条約関連機関との関係を断たれ、人権条約の効果的な国内実施が妨げられています。

2009年、日本の国会に相当する司法院により、「自由権規約及び社会権規約施行法」が制定されました。この施行法の発効によって、国際条約である自由権規約と社会権規約が台湾国内においても法的効力を有するようになりました。今までに、ほか3つの国際人権条約（女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約）に関する施行法がそれぞれ制定され、これらの条約に国内法的拘束力を与えています。



# 台湾における人権状況の監視

## 外的圧力の欠如

自由権規約及び社会権規約施行法は第6条で、「政府は、国際人権規約に基づき、人権報告制度を設立しなければならない」と規定しています。しかし、具体的にどのようにこの制度を確立するかは明確に示されていません。特に台湾の場合、国連加盟国のように普遍的・定期的レビュー（Universal Periodic Review）を受ける機会がないため、人権に関する台湾政府の対応を精査し、改善点を話し合うための機会が十分ではありません。



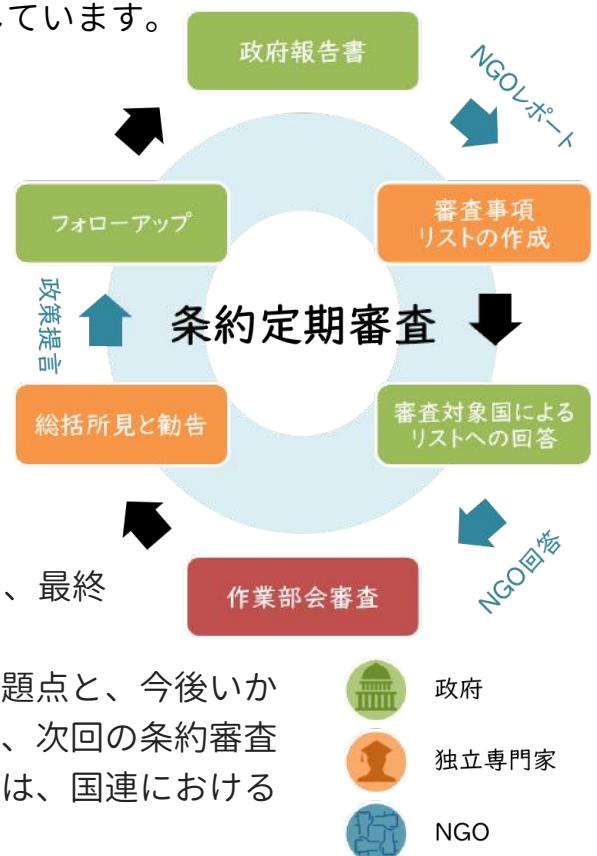
## 台湾独自の条約審査制度

CWを筆頭とするNGOの長年の努力が台湾政府を動かし、国際条約審査制度の国内版を台湾に創設することになりました。この台湾特有の条約審査制度は、本来の国連における報告制度を模倣するに留まらず、様々な点を改善することに成功しています。

国内報告制度は、国際専門家、台湾政府、そしてNGOの三部門が共同で行います。スイス・ジュネーブで行われる国連の条約審査制度では、審査対象国が提出した国内人権状況報告書に基づいて条約機関が審査するのに対し、台湾の条約審査制度では、4年に一度、民間団体によって選出され台湾政府によって招聘された国際専門家たちが台北で審査を行います。ジュネーブでの審査が各国およそ1日半ほどで行われる一方で、台北での審査は5日間かけて行われ、NGOの発言の機会が多く設けられています。

国際専門家評議会は、長い時間をかけ慎重に審査を行い、最終的に「総括所見と勧告」と呼ばれる文書を作成します。

この「総括所見と勧告」には、現在の国内人権状況の問題点と、今後いかに台湾政府がその問題点を改善していくべきかが示され、次回の条約審査の際に、その改善状況が再審査されます。このプロセスは、国連における審査と全く同じです。



# 台湾におけるCWの役割

## 人権活動家を束ねる存在

CWは、台湾政府による国際人権法の実施を監視するために設立された非政府組織で、いかなる政治団体や宗教団体からも独立して活動しています。2009年の世界人権の日に設立されたCWは、40以上の人権団体と個人の人権活動家からなる、いわば人権活動家の連合体です。幅広い分野の人権団体がCWの一員を成しており、その活動分野は法制度改革、社会正義、男女平等、少数民族や障害者、難民や労働移民の権利、環境保護、公共衛生など多岐にわたります。



## NGO間協力の中心的存在

CWは、条約審査手続をより効率的に行うためには、公的機関だけでなく一般市民の参加も重要だと考えています。そのため、市民の条約審査への参加を促すべく、定期的に国際人権法や国連の人権保障システムに関する勉強会やセミナーを開催しています。現在CWは、国際的な人権基準を台湾国内で実施することを目的とした、市民社会と公的機関を結ぶ最も重要な団体と言えるでしょう。

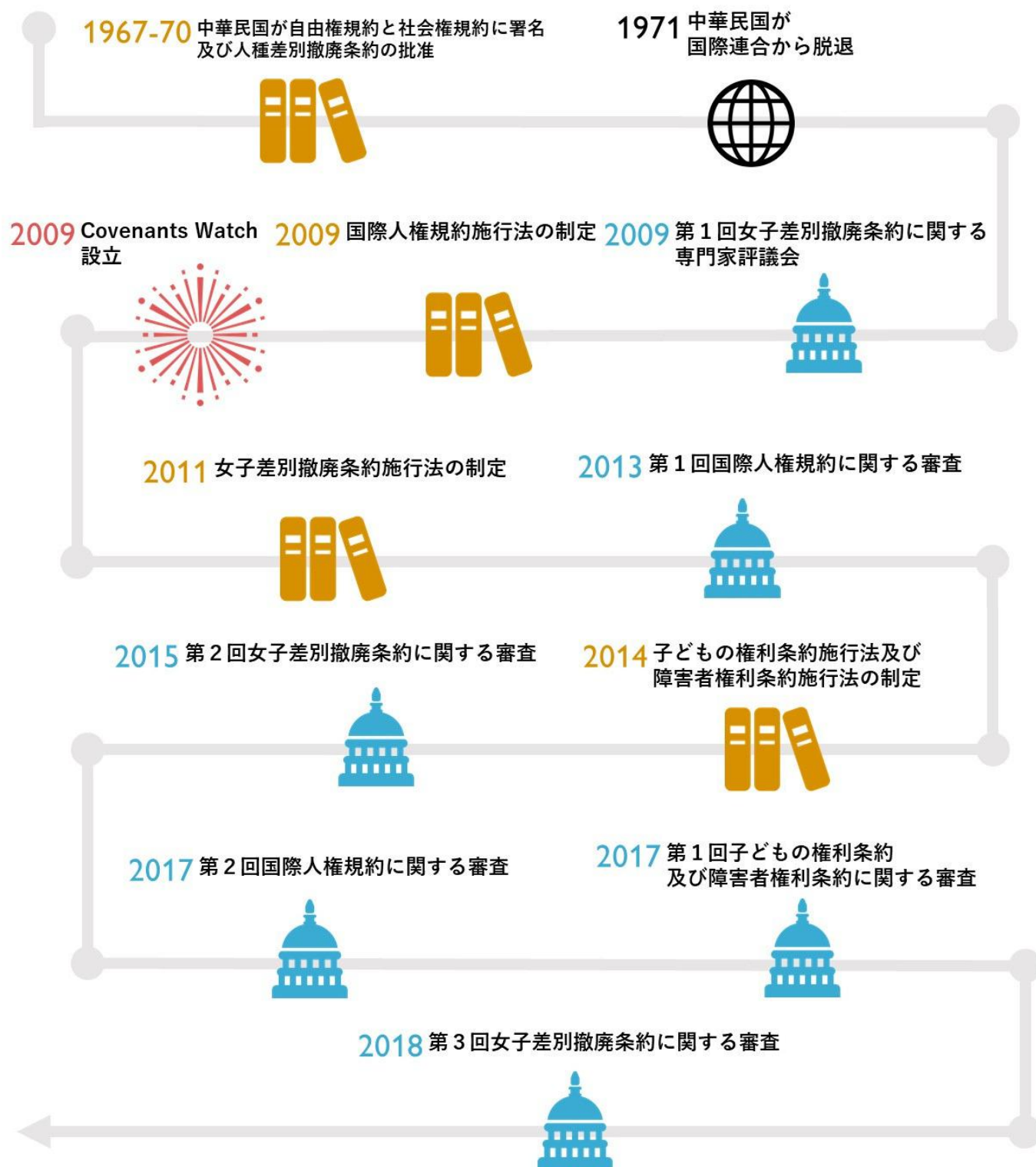
2013年に行われた第1回国際人権規約に関する審査では、CW率いる67の人権団体が共同で「パラレルレポート」と呼ばれる補足書類を提出し、国際専門家評議会に高く評価されました。このような経験によって、様々な分野と形態の人権問題についての知見を深め、これらの問題に対処するためのより効果的な対策を採ることができるようになりました。

台湾国内のNGOをまとめると同時に、CWは経済民主連合、公民憲政推進連盟、チベット台湾人権連線の一員を成しています。また、アジア人権開発フォーラム（FORUM-ASIA）にも参加し、アジア地域の一員として台湾の意見を届ける役割を担っています。



# CWのこれまでとこれから

現在台湾では、国連が主要人権条約と位置づける9条約のうち、5つの条約に関する施行法が制定され、これら国際条約に国内法的拘束力を与えると共に、定期的条約審査の実施を義務付けています。CWは、完全に包括的な国際人権条約の実施を達成すべく、残り4条約\*の国内実施を目指してこれからも活動を続けていきます。



\*人種差別撤廃条約 (ICERD)、移住労働者権利条約 (ICMW)、強制失踪防止条約 (CPED)、拷問等禁止条約 (CAT)

## ご支援のお願い

現在台湾は、世界から見放された状態にあります。  
台湾が東アジアの一員として、より安全で平和な国になるために  
みなさまのご支援をお待ちしています。

ご寄付をしていただける方は、ウェブサイトから。



## お問い合わせ

Covenants Watch | 人權規約施行監督連盟



+886 (0)2 3393 1815



+886 (0)2 3393 1850



info@cwtaiwan.org.tw



www.covenantwatch.org.tw



10062 台北市中正區仁愛路二段97-1號4樓  
4F, No.97-1, Sec.2, Jen-Ai Rd., Zhongzheng Dist.  
Taipei City, 10062 TAIWAN